

戦死認定 菅田 尊

本籍地

所属部隊

百氏 全

(一) 生死不明となりたる日時場所、船名

日時 昭和十九年 自六月三十日 〇〇一四〇〇
至七月 五日 〇〇六〇〇〇

場所 朝鮮全羅南道江原西北方四十里附近北緯三四度二四分東經一二三度

船名 日新丸 (五七〇五噸)

(二) 生死不明となりたる前後の状況

日新丸に乘船上海に向ける中昭和十九年六月三十日〇一四〇頃朝鮮全羅南道江原西北方四十里附近に於て敵潜水艦の魚雷攻撃を受け左舷機銃部及第三番船艙に各一右舷機銃部船艙に一命中同右舷機銃部より真二つとなり朝半の六時三十分〇二〇〇頃發半は七月二日二二〇〇頃沈没す同時機銃部及西舷機銃部附近に在りし者は魚雷の衝撃と炸裂により悲壯なる戦死を遂げ船半に在りし者は機銃部機銃官の命により避難したるも船の漏洩に吸収せられ水中に没するもの又三十五分朝半より暴風雨となり三日同風雨激しく夜の連絡が切斷し敵機により襲撃を受け分解し其大部の者は七月五日帰國領行方不明となる

(三) 採りたる捜索手段

昭和十九年七月一日一〇頃海軍海軍第六航空隊は沈没現場附近海上にて生存者九十二名を收容し海軍第一隊を捜索するも浮遊者なく引續き朝鮮軍、航空隊、海軍船、海軍輸母船と連日同近海を捜索するも生存者二九六名にして他に生存者なく引續き歸隊各機隊に捜索隊を依頼し情報の取得に努めたるも生存者なし

右(一)(二)を認す

昭和十九年八月十六日

獨立混成第二十二旅團第百二十六大隊 (日新丸生存者) 監軍中尉 渡邊 吉根 印

第百二十五大隊 (日新丸生存者) 監軍少尉 酒井 剛明 印

死亡認定の理由

1 別紙留守地の甲立より切断日新丸乗船者と判断する

2 右(一)の如く各方面の援助により遭難現場附近島嶼沿岸を捜索するも他に生存者なく船難沈没時退避し得なかつたか遺棄し得ても遭難の状況より死亡したるものと認めらる
仍て茲に事實調査の結果本人の死体は発見出来なかつたが昭和十九年七月五日朝鮮全羅南道江原西北方沖にて日新丸と運命を共にし戦死したものと認定する

昭和二十三年 月 日

留守業務局長 菅井 誠 印

2137名
296
2841